

災害時における電気工事等実施に関する協定書

高知県

高知県電機商業組合

災害時における電気工事等実施に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と高知県電機商業組合（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害及び武力攻撃等における国民の生活の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等（以下併せて単に「災害」という。）が発生または発生のおそれがある場合、被災地域における停電復旧時の漏電による火災事故防止のための点検及び工事（以下「工事」という。）の実施等について、次のとおり協定を締結する。

（仮要請）

第1条 甲は、災害時に工事の必要があると認めるときは、乙に対し、可能な範囲内で点検及び工事の実施を要請することができる。

（点検及び工事業務の範囲）

第2条 甲が乙に実施を要請する工事は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が実施可能な点検及び工事とする。

- （1）災害時における公共施設の電気機器の点検等による事故防止活動等
- （2）災害復旧時における仮設住宅、公共施設等の電気機器設置工事等の支援
- （3）その他、甲が必要とする業務

（仮要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請を受けたときは、乙は要請時点で可能な範囲においてその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その対応可能状況を「点検・工事可能状況報告書」（別紙第1号様式）により甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって連絡し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

（正式要請）

第4条 甲は「点検・工事可能状況報告書」に基づき、「点検・工事要請書」（別紙第2号様式）をもって正式要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、都度、乙に通知するものとする。

(点検及び工事の実施)

第5条 点検及び工事の実施場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、実施場所までの機材・設備等の運搬等は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、該当場所に甲の職員または甲の指定する者を派遣し点検・工事実施を確認するものとする。

3 甲は、実施場所への機材・設備等の運搬は乙の指定した者が行うことを予め承諾する。

4 乙は、点検・工事が終了した後、次に掲げる事項を速やかに「点検・工事実施報告書」(別紙第3号様式)により甲に報告するものとする。

(1) 実施日時及び場所

(2) 工事の内容及び実施件数

(連絡責任者の報告)

第6条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第4号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が工事を実施する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(工事実施可能地域又は場所(件数)等の報告)

第8条 乙は、甲の求めに応じ点検及び工事の実施可能地域又は場所(件数)を甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(経費の負担)

第10条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材の価格、人件費は適正な価格とする。

(市町村との協定)

第11条 乙は状況に応じて、市町村と協定を結ぶこととする。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。
ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第13条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 22 年 12 月 6 日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県
高知県知事

乙 高知県高知市介良乙1060番9
高知県電機商業組合
理事長